

評議員選出細則

本細則は、一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という。）の定款第16条による評議員の選出についての詳細を定めるものとし、定款に定めるもののほかこの細則による。

（評議員）

第1条

1. 評議員は、選出が行われる前年の8月1日現在で本会の正会員であって、以下の要件を満たしている者（以下、「評議員有資格者」という。）であることを要する。
 - (1) 本会の正会員として4年以上を経た者
 - (2) 評議員選出が行われる年の8月1日時点で満65歳未満である者
 - (3) 評議員選出が行われる前年の9月30日時点で未納会費がないこと
 - (4) その他、評議員にふさわしい識見、業績を有する者
2. 評議員の任期は、選任された年の8月1日から4年間とする。ただし、再任を妨げない。
3. 評議員の定年は65歳とする。ただし、前項の評議員の任期期間中において定年に達した場合は、その事業年度に関する定時社員総会終結の時をもって退任とする。

（定数）

第2条

1. 評議員の定数は、第3項に定める各区分の評議員数の合計とする。
2. 評議員の定数については、以下のとおり8区分（以下、「区分」という。）に分け、第3項に従い区分ごとに評議員の定数を設ける。
3. 各区分における評議員の定数は、各区分における正会員数を10で除した数とする。ただし、端数については切り上げるものとする。
 - (1) 北海道地区（北海道）
 - (2) 東北地区（青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県）
 - (3) 関東・甲信越地区（群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）
 - (4) 東海・北陸地区（石川県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - (5) 近畿地区（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）
 - (6) 中国・四国地区（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県）
 - (7) 九州・沖縄地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
 - (8) 基礎系・その他（全都道府県など）
4. 前項の(1)～(7)の各区分における評議員の定数は、さらに入会時に登録する次の4つの専門分野に分け、当該専門分野における正会員数の比率に応じて、評議員数を割り振るものとする。なお、端数の処理については、理事会に一任する。
 - (1) 小児科

- (2) 脳神経内科
 - (3) 精神科
 - (4) 脳神経外科
5. 死亡、定年、辞任、あるいは退会により、各区分における評議員の定数が著しく欠けた場合は、必要に応じて選挙時に定めた各区分内の専門分野ごとに次点、次々点の者を繰り上げ当選とし、各区分内の専門分野ごとに補充することができる。
6. 前項により補欠選任された評議員の任期は、他の在任評議員の残存任期と同一とする。

(新任評議員候補の選出方法)

第3条

1. 次期評議員の選出が行われる際に、新たに評議員の候補になろうとする評議員有資格者は、現職の評議員の推薦により、次期評議員候補者となることができる。ただし、現職評議員の推薦書には、業績を示すものとして、過去10年以内に発表した本学会の研究領域に関連する論文5編のリストを添付して提出しなければならない。但し基礎系・その他に分類される会員は原著論文3編以上、臨床系の会員では原著論文1編以上とする。
2. 現職の評議員は、評議員有資格者の中から次期評議員として適当と思われる者を選挙管理委員会に最大2名まで推薦することができる。
3. 新たに評議員の候補になろうとする評議員有資格者は、本会所定の推薦書に第1項の書面を添えて、評議員の選出が行われる前年の11月30日まで(消印有効)に到着するように、選挙管理委員会の指定する所に郵送しなければならない。
4. 評議員選挙においては、正会員は自身が所属する地域の4診療科(小児科、精神科、脳神経内科、脳神経外科)に1票ずつ、さらに全国区の基礎医学・その他に1票、合計5票の投票権を有する。

(再任候補の選出方法)

第4条

1. 任期終了後も、評議員は連続して再任することができる。なお、再任希望の意思表示は、第6条第8項に規定する選挙管理委員会による再任希望者の意向調査に対する回答書の提出をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、任期中に1度も定時社員総会に出席をしなかった評議員は、再任することができない。

(選考基準)

第5条

1. 第3条によって推薦された新任の評議員候補者は、選挙管理委員会が資格審査を行う。

(評議員選出選挙管理委員会)

第6条

1. 本会は、評議員の選挙の管理、執行の業務を行うため、評議員選出選挙管理委員会(なお本細則

及び本細則にかかる補遺のうち、単に「選挙管理委員会」とあるのは、本条に規定する「評議員選出選挙管理委員会」を指す。)を置く。

2. 理事会は、正会員の中から選挙管理委員候補者として適当と思われる 6 名以上を 任命し、社員総会での承認を経て、選挙管理委員会を組織する。

3. 選挙管理委員は、互選により選挙管理委員会委員長を定め、選挙に対する事務的作業を遂行する。

4. 選挙管理委員会は、本会の定款第 33 条に定める委員会とする。

5. 第 2 項の社員総会での承認については、評議員選出が行われる前年に実施される定時社員総会にて行うものとする。

6. 前項にかかわらず、前項の社員総会での承認後に選挙管理委員会委員長又は選挙管理委員に欠員が出た場合は、選挙管理委員会委員長は残任期間を有する委員の互選で新任し、選挙管理委員は理事会の推薦で選ぶことができる。

7. 選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員の任期は、委嘱の日から始まり、評議員選出結果を代表理事に報告する日までとする。

8. 選挙管理委員会は、再任を希望する現職評議員の意向調査を行う。なお、再任の意向調査は、任期満了となる前年の定時社員総会の議場においても行うことができる。

9. 選挙管理委員会は、評議員から提出された再任希望者の意向調査に対する回答書及び新任の評議員候補者の推薦書を審議して資格審査を行う。

10. 前項の規定による資格審査を通過した者を被選挙人とし、選挙管理委員会は、評議員が選出される前年の 12 月 31 日までに被選挙人名簿を確定し、理事会に報告する。なお、被選挙人名簿には、再任又は新任を明記するものとする。

11. 選挙管理委員会は、これを構成する委員の 2/3 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。この場合、委任状による出席は認めない。

(選挙の公示及び被選挙人名簿)

第 7 条

1. 選挙管理委員会は、評議員が選出される年の 1 月 31 日までに前条第 10 項の規定により確定した被選挙人名簿を書面又は電子的方法で正会員に送付又は公示し、投票に必要な手続きを通知する。なお、原則として被選挙人名簿の送付又は公示は、評議員が選出される年の 1 月末に発行される本会の学会誌に掲載するか、あるいは学会誌の発送時に名簿を同封して行うものとする。

2. 評議員選挙における投票権を有する者は、選挙が行われる前年の 8 月 1 日における正会員(以下、「選挙人」という。)とする。

3. 投票は、第 2 条第 3 項記載の区分に従い、区分ごとに郵送又は電子投票によって行うことができる。

4. 前項の投票は、被選挙人名簿の公示又は通知後、同年 2 月末日までの間で、選挙管理委員が定める期日(以下、「投票期日」という。)までに行うものとし、また送付先等投票に必要な事項は選挙管理委員会の決定に従うものとする。

(開票及び信任)

第8条

1. 前評議員のうち有資格者であって再任の意思を示した者については、選挙人による信任投票により行う。
2. 信任投票は一括とし、不信任者がある場合は、その名前を所定の記載欄に記入する。不信任の投票が被選挙人に対する有効投票数の過半数を超えた場合は、不信任とする。
3. 新任の評議員の選出については、選挙人による選挙を行い、各区分内の専門分野の定数に基づいて、各区分内の専門分野ごとに有効投票の多い順に当選人を決める。
4. 前項において同点者が2名以上あるときは、本会の正会員歴の長い順で当選とする。
5. 選挙管理委員会は、投票期日後、速やかに開票を行い、信任、不信任及び選挙投票の集計作業を行うものとする。
6. 評議員に欠員が生じた場合に、第2条第5項の規定により評議員を補充するため、選挙管理委員会は各区分内の専門分野ごとに次点、次々点の評議員候補者の名簿を作成するものとする。

(評議員の公示)

第9条

1. 選挙管理委員会の委員長は、前条の選挙結果を得票数とともに4月30日までに代表理事に報告しなければならない。
2. 代表理事は、6月末に発行される本会の学会誌において次期評議員の氏名を全正会員に公示する。

附 則

1. 本細則は、2015年10月30日から適用する。
2. 本細則の改定は、社員総会の承認決議を必要とする。

2023年10月一部改定 2025年10月一部改定

評議員選出に関する選挙管理委員会細則（補遺）

1. 選挙管理委員は、候補者を理事会が推薦し、評議員選出が行われる前年の社員総会の承認をもって選任される。
2. 選挙管理委員は、理事会の付託を受けて選挙に関する以下の諸事務作業を遂行する。
 - i) 正会員名簿の作成
 - ii) 評議員有資格者リストの作成
 - iii) 候補者リストの確定(継続の場合は、出席、会費納付、本人の継続意思など、新任の場合は、正会員歴、推薦書の確認など)
 - iv) 被選挙人名簿の作成
 - v) 投票用紙の作成・発送
 - vi) 開票作業の立ち会い

vii) 当選人名簿の作成

3. 選挙管理委員会は、選挙が行われた年の4月30日までに代表理事に対して新評議員のリストを提出するものとする。

附 則

1. 本細則（補遺）は、2015年10月30日から適用する。
2. 本細則（補遺）は、社員総会の承認決議を必要とする。

2023年10月一部改定 2025年10月一部改定